

低入札価格調査マニュアル

佐世保工業高等専門学校 施設係

1 目的

低入札価格調査マニュアル（以下「マニュアル」という。）は、工事の品質確保及び不良・不適格者の排除等に資するため、低入札価格調査制度対象工事のうち、特に予定価格1000千万円以上の工事について調査を実施すべきものについて、「文部科学省発注工事請負等契約規則第14条」に基づく調査を実施する際の調査方法及び内容等を定めたものである。

2 適用対象

本マニュアルは、調査基準を下回った入札者のうち、低入札価格調査すべき入札者に対して適用する。（予定価格2億円以上の重点調査を除く）

※ 低入札価格調査は予定価格が1千万円以上2億円未満の工事において、発注者が定めた調査基準価格を下回った入札者に対して実施する。

3 調査方法

- （1）本マニュアルに基づく調査（以下、「本調査」という。）は、入札が執行された日から実施し、速やかに入札者からの事情聴取、関係機関等への照会等の調査を完了すること。
- （2）本調査は、下記の手順で実施するものとする。
 - ① 入札執行者は、落札の決定を保留した段階で、低価格入札者のうち調査を実施しようとする者に対し、低入札調査の対象（以下調査対象者という）である旨を連絡し、入札価格の積算内訳書を徴する。ただし、入札時に工事費内訳書を求める工事で、入札執行者が必要でないと認めたときはこの限りではない。
 - ② 入札執行者は、原則としてしてして7日以内に調査対象者に対して低入札価格調査報告書（別紙様式第1～9）及び関係資料を作成し提出するよう求める。
 - ③ 入札執行者は、低入札価格調査報告書等の受領後、本マニュアル「4 調査内容」に基づき事情聴取を行う。
なお、低入札価格調査報告書等は、事情聴取当日ではなく事前（2～3日前）に提出させるものとする。
- （3）本調査の実施に際し、本マニュアルで定められた資料提出等が行われない場合は、調査対象者に対し、期限を定めて積極的な説明を求め、これに応じないときは、当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準に該当する旨宣言し、「入札無効（指名停止措置）」として取り扱う旨を連絡する。

4 調査内容

本調査においては、低入札価格調査における調査内容のうち、特に次の内容について調査を行うものとする。

- | | | |
|----|-----------------------------|----------|
| 1 | 「入札理由書」 | (様式第2号) |
| 2 | 「手持工事の状況」 | (様式第3号) |
| 3 | 「契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連」 | (様式第4号) |
| 4 | 「手持資材の状況」 | (様式第5号) |
| 5 | 「資材購入先及び購入先と入札者との関係」 | (様式第6号) |
| 6 | 「手持機械の状況」 | (様式第7号) |
| 7 | 「労務者の具体的供給見通し」 | (様式第8号) |
| 8 | 「建設副産物の搬出予定」 | (様式第9号) |
| 9 | 「過去に施工した公共工事名及び発注者（過去10年間）」 | (様式第10号) |
| 10 | 「配置予定技術者」 | |
| 11 | 「入札金額の積算内訳」 | |
| 12 | 「経営事項審査評点の写し」 | |

(1) 「入札理由書」 (様式第2号)

当該入札価格で当該工事が安全で良質な施工が可能かを確認する。

(2) 入札金額の積算内訳

「入札金額の積算内訳」について次の調査を行う。

① 仕様及び数量

○数量総括表に対応する積算内訳になっているか。

○設計図書での要求事項を理解して積算を行っているか。

○指定の数量によって積算されているか。

(数量の指定のない場合は、業者の数量による。)

○指定の工法によって施工することとしているか。

(工法の指定がない場合は、その工法に安全性等の点で問題点はないか。)

○別紙「低入札調査の失格となる判断基準」に基づく基準価格以上となっているか。

(積算内容調査資料により失格基準価格を算定し履行できる金額か判定する。)

○指定の仕様以外の材料工法による同等品の取り扱いについては、「同等品とは、規格（形状、材質、大きさ等）・品質・性能が仕様書と同等以上であって、メーカーの既製品を基本とするもので、定価等が仕様書と同等以上であるもの」としているため積算価格に著しい差が生じないとしています。

② 資材単価、労務単価又は市場単価

資材単価、労務単価又は市場単価について、発注者の単価に比し相当程度低いと認められる

場合は、当該単価の設定理由を記載した書類等の提出を求めるなど詳細な調査を行う。

③ 下請業者との関係

下請業者を予定している場合には、予定している「施工体制台帳及び施工体系図」及びその下請業者からの見積書等の提出を求め、下請に係る見積額が入札金額の積算内訳に正しく反映されているかを確認する。

次の場合には、その理由を記載した書類等の提出を求め、これに基づき詳細な調査を行いうともに、必要に応じて下請業者のヒヤリングを実施する。

- (a) 下請業者の見積金額が入札金額の積算内訳に適切に反映されていない場合
- (b) 下請業者の見積金額等の工事内容（規格、工法及び数量等）が明確でない場合
- (c) 下請業者の資材単価、労務単価又は市場単価について、発注者の単価に比し相当程度低いと認められる場合

④ 安全対策

安全管理等の共通仮設費の計上は適切か。

（特に、指定仮設についての調査は入念に行うこと）

⑤ 現場管理費

現場管理費の計上は適切か。

⑥ 一般管理費

一般管理費について、発注者の価格に比し相当程度低いと認められる場合は、当該価格の設定理由について確認を行う。

(3) 「手持工事の状況」 (様式第3号)

「手持工事の状況 (様式第3号)」、配置予定技術者の内容について、次の調査を行う。

- ① 契約対象工事付近における手持工事及び契約対象工事に関連する手持工事の状況から間接費の節減が可能かどうかを確認する。

（具体的には、共通仮設費、現場管理費等の節減が可能であるかどうか。）

- ② 技術者の配置（総合評価落札方式（実績評価型）の配置予定者）

○ 工事予定個所に関連する技術者（監理技術者等）について、配置予定を確認し、他の手持工事の状況との関係を確認する。

○ 予定技術者について、名簿の提出を求め、入札者との雇用関係の確認を健康保険証等の写しにより確認する。

(4) 「契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連」 (様式第4号)

「契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連」 (様式第4号)の内容について、次の調査を行う。

- ① 監督業務及び資機材運搬・管理等において、地理条件等を鑑み、経費等の節減が可能かどうかを確認する。

- ③ 緊急時の対応等、安全管理に優位性があるかを確認する。

(5) 「手持資材の状況」 (様式第5号)

「手持資材の状況 (様式第5号)」において、手持資材を当該工事で活用している場合は、具体の数量・活用方法及び保管状況を写真等で確認するとともに、低価格との関連性について確認する。

【 具 体 例 】

- (a) 仮設鋼矢板及び支保材、足場材、その他二次製品の活用をする。
- (b) コンクリート用型枠等を活用する。
- (c) 安全管理資材を保有している。
- (d) 契約対象工事に関連する手持資材の活用には優位性がある。

(6) 「資材購入先及び購入先と入札者との関係」 (様式第6号)

「資材購入先及び購入先と入札者との関係 (様式第6号)」において当該工事で使用する資材について、低価格での調達が可能としている場合、その根拠を、資材購入先等の作成した見積書により確認する。確認できない場合は、資材購入先等の意向を確認する。

【 具 体 例 】

- (a) 手形取引でなく現金決済による値引きが可能である。
- (b) 系列会社あるいは協力会社からの取引が可能である。
- (c) 永年にわたり取引がある。

(7) 「手持機械の状況」 (様式第7号)

「手持機械の状況 (様式第7号)」において、当該工事において手持ちの建設機械等を使用している場合は、所属等を証する資料等で確認する。

【 具 体 例 】

- (a) 手持ちの建設重機械等の活用が可能であり、損料計上が優位な状況にある。
- (b) 資産償却が終わっており、損料が不要となる。
- (c) 系列会社からの取引、又は永年にわたり取引がある。

(8) 「労務者の具体的供給見通し」 (様式第8号)

「労務者の具体的供給見通し (様式第8号)」及び配置の内容について、次の調査を行う。

- ① 労務者について、確保計画及び配置予定によって適切な施工が可能かを確認する。
- ② 労務者について、自社の者を従事させることとなる場合には、名簿の提出を求め、雇用関係の確認は健康保険証等の写しにより行う。

(9) 「建設副産物の搬出予定」 (様式第9号)

「建設副産物の搬出地 (様式第9号)」について、次の調査を行う。

- ① 建設副産物の搬出予定地や処理体制等が発注仕様書等に合致しているかを確認する。
- ② 適正な処理を行っている搬出地を選定しているかを確認する。(処理価格も含む)
- ④ 見積書の写しを徴する。

(10) 「過去に施工した公共工事名及び発注者 (過去10年間)」 (様式第10号)

「過去に施工した公共工事名及び発注者 (過去10年間) (様式第10号)」の内容について、次の調査を行う。

- ① 必要に応じて過去に施工した公共工事の2～3例提出を求め、内容について確認を行う。

② 国発注工事において、低入札受注工事の実績があれば報告させ、本マニュアル（１）～（８）に係る内容について確認するとともに、工事評定点を調査する。（工事評定点は、調査対象者には問わない、発注者自ら調査する。）

③ 本校発注工事に調査対象者の過去の実績について施工内容について調査する。

（11）経営状況、信用状態の照会

経営状況等の内容について、次の調査を行う。ただし公表は行わない。

④ 経営事項審査評点の写しを徴する。

⑤ 取引金融機関、保証会社等への照会を行う。

５ 調査結果について

本調査を実施のうえ、履行可能と判断し契約した工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を基に低入札価格調査の実施概要を作成し公表する。

このマニュアルは2019年4月より実施する